

船舶事故調査報告書

令和5年12月20日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 伊藤 裕 康（部会長）
 委員 上野 道 雄
 委員 岡本 満喜子

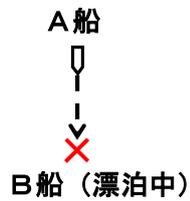
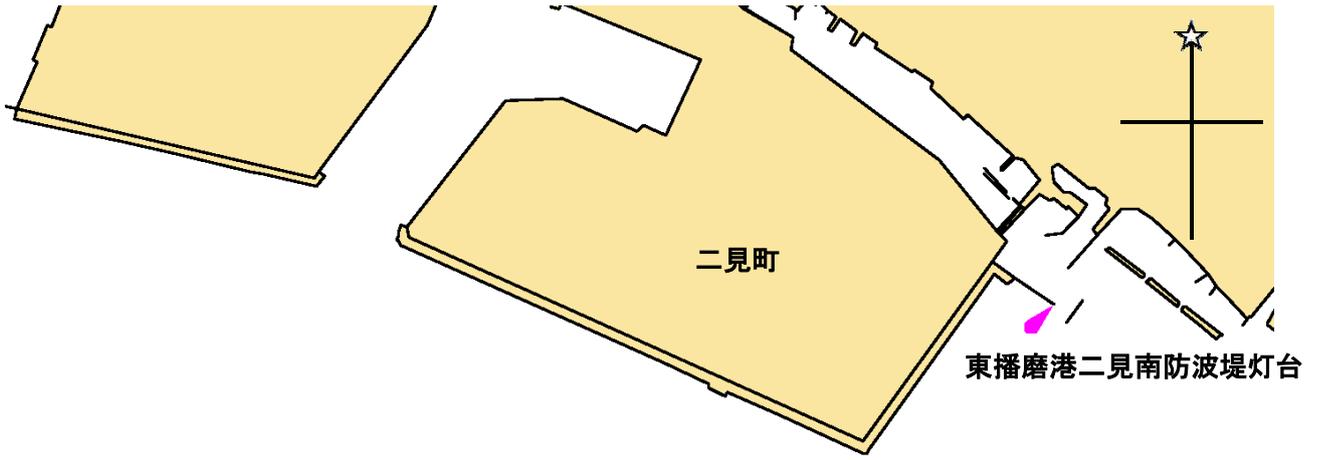
事故種類	衝突
発生日時	令和5年5月25日 11時40分ごろ
発生場所	兵庫県明石市二見町南方沖 東播磨港二見南防波堤灯台から真方位212° 3.2海里（M）付近 （概位 北緯34° 38.6′ 東経134° 51.1′）
事故の概要	漁船住吉丸は、南進中、また、プレジャーボートOCEANS V ^{オーシャンズ ファイブ} は、船首を西方に向けて漂流中、両船が衝突した。 OCEANS Vは、船長及び同乗者3人が負傷し、右舷船尾部外板の亀裂等を生じ、また、住吉丸は、船首部に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	令和5年5月31日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 住吉丸、4.9トン HG3-25914（漁船登録番号）、個人所有 11.60m（Lr）×2.98m×0.73m、FRP ディーゼル機関、48kW（動力漁船登録票による）、昭和62年5月2日 B プレジャーボート OCEANS V、5トン未満 251-19093兵庫、個人所有 5.94m（Lr）×2.32m×1.12m、FRP ガソリン機関、66.20kW、平成13年4月
乗組員等に関する情報	A 船長A 48歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成5年6月23日 免許証交付日 令和5年5月18日 （令和10年6月22日まで有効） B 船長B 52歳 二級小型船舶操縦士 免許登録日 平成31年3月20日 免許証交付日 平成31年3月20日 （令和6年3月19日まで有効）

死傷者等	<p>A なし</p> <p>B 軽傷 4人（船長及び同乗者）</p>
損傷	<p>A 船首部に擦過傷</p> <p>B 右舷船尾部外板に亀裂、操舵区画の右舷側上部に損壊</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 1、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期、潮流 西流約0.3ノット (kn)</p>
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、ごち網漁を行う目的で、令和5年5月25日05時30分ごろ明石市の係留地を出航した。</p> <p>船長Aは、二見町南方沖の漁場において、船首を東方に向けて機関を中立とし、潮流を受けて西方へ流されながら5回目の操業を開始した。</p> <p>船長Aは、船首を東方に向けたまま5回目の操業を終え、6回目の操業を行うつもりで南方の漁場に移動しようと操舵室後方に立って操船を行い、機関を前進としてA船を右旋回させていた際、南東方約1kmの海域で操業中の僚船を認めた。</p> <p>船長Aは、左舷船首方の僚船の操業状況に意識を向けながら約3～4knの対地速力で南進していたところ、小用を催して操舵室右舷側の通路で右舷方を向いて小用を終えた直後の11時40分ごろ衝撃を感じ、周囲を確認してB船と衝突したことに気付いた。</p> <p>船長Aは、B船の乗船者の負傷状況及び損傷状況を確認し、A船が所属する漁業協同組合に本事故発生の連絡を行い、B船が自力で帰航を始めた後、係留地に帰航した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、知人3人（以下「同乗者B₁」、「同乗者B₂」、「同乗者B₃」という。）を乗せ、釣りの目的で05時30分ごろ明石市の係留地を出航した。</p> <p>船長Bは、同乗者と共に明石海峡大橋の東側海域及び西側海域で流し釣りを行った後、11時25分ごろ二見町南方沖に移動し、船首を西方に向け船外機を停止して流し釣りを再開した。</p> <p>B船は、船長Bが右舷船尾部に立って右舷方を向き、同乗者B₁が右舷船首部に立って右舷方を向き、同乗者B₂が左舷船首部に立って左舷方を向き、同乗者B₃が左舷船尾部に立って左舷方を向いてそれぞれ釣りをしていた。（図1参照）</p> <div data-bbox="715 1778 1251 1957" style="text-align: center;"> </div> <p style="text-align: center;">図1 B船の乗船者の位置</p>

	<p>船長Bは、船首を東方に向けて漂泊しているA船を右舷方に認めており、A船がB船に向かって南進を開始したことに気付いたが、A船の速力が遅く、これまで漁業者から釣りをしないように注意されたことが10回以上あったので、A船がB船の手前で停船し、また注意されるのだろうと思っていた。</p> <p>船長Bは、同乗者と共に釣りを続けていたところ、A船がB船の右舷方約50mに接近しても停船する気配がなかったので、衝突の危険を感じて船外機を始動しようとし、また、同乗者B₁がA船に向かって大声で叫んだが間に合わず、B船とA船とが衝突した。</p> <p>同乗者B₁は、本事故の発生を118番通報した。</p> <p>船長Bは、自身及び同乗者の負傷状況を確認し、自力で係留地に帰航した後、119番通報して救急車を要請した。</p> <p>船長B及び同乗者B₁は、救急車で病院に搬送され、船長Bが左肩打撲傷及び腰部打撲、同乗者B₁が左股関節打撲、左膝打撲及び腰部打撲とそれぞれ診断された。</p> <p>同乗者B₂及び同乗者B₃は、後日、診療所を受診し、同乗者B₂が頸椎捻挫及び腰椎捻挫、同乗者B₃が外傷性腰椎症、外傷性胸椎症及び外傷性頸椎症とそれぞれ診断された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真1 A船、写真2 B船 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長Aは、5回目の操業場所に到着した際、A船の南方に数隻の漂泊中のプレジャーボートを視認したが、その後A船が約40分間網を投入した状態で西方に流されていたので、視認したプレジャーボートよりも速く流されて位置関係が変わり、もうA船の南方に他船はいないと思っていたが、右旋回を開始する際に南方も確認しておけばよかったと本事故後に思った。</p> <p>B船は、携帯式エアホーンなどを搭載していなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、二見町南方沖において、6回目の操業場所に向けて右旋回して南進中、船長Aが、前路に他船はいないと思い、左舷船首方で操業中の僚船に意識を向けながら操船を続けた後、右舷側の通路で右舷方を向いて小用を足していたことから、前路で漂泊中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、5回目の操業場所に到着してA船の南方に数隻の漂泊中のプレジャーボートを視認したが、その後A船が約40分間網を投入した状態で西方に流されていたことから、視認したプレジャーボートよりも速く流されて位置関係が変わり、A船の南方に他船はいないと</p>

	<p>思っていたものと考えられる。</p> <p>B船は、二見町南方沖において、船首を西方に向けて漂流中、船長Bが、B船に向かって接近するA船を認めたが、A船がB船の手前で停船すると思ひ釣りをを行いながら漂流を続けたことから、停船する気配がないA船に危険を感じて船外機を始動しようとしたが間に合わず、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、A船の速力が遅く、これまで釣り中に漁業者から釣りをしないよう注意されたことが10回以上あったことから、A船がB船の手前で停船して注意されると思っていたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、二見町南方沖において、A船が右旋回して南進中、B船が船首を西方に向けて漂流中、船長Aが、前路に他船はいないと思ひ、左舷船首方で操業中の僚船に意識を向けながら操船を続けた後、右舷側の通路で右舷方を向いて小用を足し、また、船長Bが、B船に向かって接近するA船を認めたが、A船がB船の手前で停船すると思ひ釣りをを行いながら漂流を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、航行中、特定の対象のみに意識を向けず、周囲の見張りを適切に行い、他船を見落とさないようにすること。 ・ 船長は、小用を催すなど操船に支障のある事態が生じた場合、停船した上で対処すること。 ・ 船長は、漂流中、接近する他船を認めた時は、機関を使用して早期に避航措置を採ること。 ・ 小型船舶安全規則では、長さ12m未満の小型船舶には汽笛を備える義務はないが、船長は、漂流中に自船に接近する船舶に対して音響による注意喚起を行うため携帯式エアホーン等を備えることが望ましい。

付図1 事故発生経過概略図



事故発生場所
(令和5年5月25日
11時40分ごろ発生)

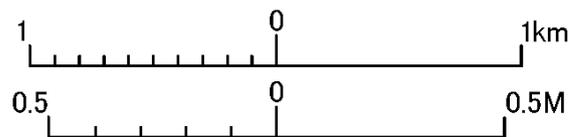


写真1 A船



写真2 B船

